

## 第100回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和元年10月8日（火） 10：00～11：15

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番6：障害児通所給付決定の有効期間の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）令和2年度に丁寧に調査いただくということだと思う。しかし、令和2年度中にきちんとした結論を得るためには、調査を早め実施する必要があると思う。その辺りのスケジュール感や準備の状況等について教えていただきたい。

（厚生労働省）まだ具体的なスケジュールを立てていないわけではないが、来年度予算の中で調査を行うための経費を確保し、予算が成立した段階で可及的速やかに公募をかけて施行できるよう、年度内から調査の実施に向けた様々な下準備をやっておきたいと思っている。

（高橋部会長）公募が必要であることは理解するが、そこも含めて逆算し、計画的に調査に取りかけられるように、ぜひこの場で願います。

（大橋部会長代理）調査の具体的な内容について問うが、現状で比較的短い期間を設定していることに伴う地方公共団体や申請者の負担感ということも調査の対象に入れたうえで、現在の申請事務を調査するのか。また、特にポイントになるのが、今回の提案で地方公共団体からは、18歳まで継続して支給する事例が比較的多数であるという話が出ており、十分なサンプル数を得ることも重要だが、かような傾向が把握できれば、ある程度の方向性や結論を決められるのではないかと。

（厚生労働省）調査の中身はこれからよく詰めていきたいが、自治体の職員の負担感そのものというよりも、ある年度に通所給付決定がされた児童が、1年後又はそれより短い期間で支給決定の見直しをする時期に、例えば支給決定量が変わったという変化が見られるかどうかということや1年後、2年後、3年後という形で把握していく。例えば、この提案は支給決定の上限を3年間としてはどうかというものであり、その3年間の間に支給決定量の変化があるような事例が多数存在するのかどうかということを検証したいという趣旨で行う調査である。

（大橋部会長代理）地域の実情等をいろいろ調査したいという話だったが、今回、上限を延ばした場合であっても、当然その中で自治体もモニタリング等をしながら、問題があれば必ずしも全てを上限いっぱい期間で決定するというわけではないため、その前提で地域的な問題を考慮する余地はあると思う。そのため、地域差がどの程度出てくるかは不明だが、そこは柔軟に考えていただく余地はないか。

（厚生労働省）先ほどの説明の中で地域性と述べたのは、サンプル抽出に当たり、関東だけ、九州だけといった、地域的な極端な偏りが生じない形でサンプルを確保したいという趣旨であり、いわゆるローカルルール等が調査結果に介在すると余りよくないという趣旨で申し上げた。

（高橋部会長）客観的・医学的な調査というものをされるという話だと思う。しかし、その調査を踏まえて、この提案をどうするのかという話は、今、大橋部会長代理が述べたように、自治体のほうで個々の児童の状況を見て、1年ごとに確認をしなければ発達の状態がわからない児童や、2年ごとの確認を要する児童、過去の経緯からいって安定的なので3年間の決定ができる児童等、裁量の範囲内で給付決定に差を設けることも十分あり得るかどうかということも含めてぜひ検討いただきたいと思うがいかがか。

(厚生労働省) いろいろ実態を調査し、3年間で変化することがさほど頻繁に起こるものでないというところが把握できた場合に、現行の制度が妥当かというところは見直しをしなければならず、そういった経年的な変化ということの実態をしっかり踏まえて、今の部会長の趣旨を十分考えていきたいと思う。

(高橋部会長) スケジュールについて、我々もまた来年も同じような話をお願いすると思う。そのときに12月の閣議決定も当然視野に入れなければならないので、その調査を踏まえて、いつ頃結論を出すのかということについて、現時点の見通しを教えていただきたい。

(厚生労働省) 公募調査をやっていくに当たって、思わぬところで時間を要するということがないわけではないため、確約するところまで言い切れる自信はないが、分権関係の年間のスケジュールということを十分に念頭に置いてやっていきたい。

(高橋部会長) その辺りの表現ぶりはぜひ事務局とよく相談いただくようお願いする。

### ＜通番7：児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に配置すべき職員の数に看護職員を含めることを可能とする見直し（厚生労働省）＞

(高橋部会長) 前回のヒアリングでも述べたが、児童指導員の中には児童発達支援の具体的な方法について、必ずしも専門的な訓練を受けているとは限らない、例えば社会学履修者等についても児童指導員として認められており、実務的な経験を積みつつ、研修会などで専門的スキルを養成していくという説明を頂戴したと思う。看護師についても、特に小児病棟等の経験があれば、研修等をした上で配置することが必ずしも不可能ではないと思うが、完全に否定されるものなのか。

(厚生労働省) 個々の能力の差というものはあり、一定の要件を満たしたとしても、経験を積みながら種々の研さんを積んで、絶えず資質の向上を図っていかなければ、いいスタッフにはなっていない。それぞれの福祉サービスの現場で、提供されるサービスの質を制度的にどう担保していくかを考えたときに、例えばどういう資格、知識、経験を持っている人といった一定のスペックを示し、当該スペックに合う職員が何人配置されているかということで、外形上、その制度のサービスの質を担保するということになる。確かに社会学にもいろいろな分野があり、多面性があると思うが、児童発達支援が提供すべきサービスを考えたときに、その子供個人の多面的な育ちということを周囲の子供たちとの関係性の中でしっかりと見守っていく、支援していくということが非常に重要な役割だという側面も考慮し、必要な知識の一つとして社会福祉学や心理学、教育学といったものと並んで社会学というものを挙げて、この児童指導員の要件として定めている。例えば、先述の小児病棟等で経験を積んだ看護師もいると思うが、児童指導員の資格の中で、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者は児童指導員としてカウントして差し支えないことにもなっている。かような一定の経験に基づいて、この質の担保が図れる者については有資格者として取り扱う。そのような形で我々としては取り扱っているつもりである。

(高橋部会長) 小児病棟の経験は、児童福祉事業になるのか。

(厚生労働省) 児童福祉事業に必ずしも該当しないものもある。例えば重症心身障害児病棟等、児童福祉施設になっているものもあり、様々存在する。

(高橋部会長) 重症心身障害児病棟の看護職員だけを想定したわけではなく、そういう意味では看護師についてもいろいろな経験というのはあり得る。それは、社会学が都市社会学等幅広いのと同様であり、幅広い社会学履修者が現行で児童指導員に認められている中で、看護師については幅広い可能性を踏まえて何らかの要件等を定めて、道を開くことが全くあり得ないのか。画一的に規制を外せと言っているわけではない。

(厚生労働省) 看護師ということに加えて何か一定の限定をかけてはどうかという趣旨か。

(高橋部会長) それを含め、例えば、要件を中核施設に限定する等方法はいろいろ考えられる。要件設定は専門である貴省にお願いしたいが、要件を設けることも含めた何らかの形で看護師の員数算入を可能にするような制度的な検討はお願いできないかという話である。

事務局に確認するが、提案は自治体内のどこかに看護師を配置したいという提案ではなかったか。

(末永参事官) 提案団体の中には、児童発達支援センターに員数参入を認めてほしいという提案もあれば、市内全部の事業所に認めてほしいという提案もある。

(高橋部会長) ゆえに、専門的検討の中で一体どの事業所が適格的なのか等を多角的に検討いただきたい。

(厚生労働省) 多様な選択肢がある中で、何らかの児童発達支援あるいは児童発達支援センターといった施設類

型の中で要件を考えていく。又は、看護師ということにプラスオンの要件を加えていくようなやり方や医療的ケアにかかわる場合に限定する等、技術的に考えると幾つかの切り口があると思う。

(高橋部会長) そういう点での検討もぜひお願いしたいと思う。

(大橋部会長代理) 同じ質問だが、保育士と児童指導員に期待される機能や役割とは具体的にどのようなものであり、それが看護職員によっては担保できない、実現できないということが具体的にはわかりにくい。求められる職員として保育士や児童指導員を要求しているが、例えば、前回は議論に出た機能訓練担当職員、今、話題に出た社会学履修者についても、職員に含めている一方で、看護職員の中にも経験を有する者もいれば、施設への配属を契機に、研修会等に参加することでさらに研さんを積むという条件を付して従事する者も想定される。他方で、認識は共有できたと思うが、看護職員を配置することで医療的なケア児の受け入れの拡充というプラスも生む。さらに現在では、人材確保ができずに有意義なサービスを受けられない地方において、必要な要件を設定した上で現行基準を少し緩やかにすることによって、有意義なサービス自体の展開、射程範囲を広げることが可能となる。その点から、やはり児童指導員や保育士に基準が求めている具体的な意味をもう少し説明いただく必要がある。

(厚生労働省) 保育士は、配布資料で説明したとおり、子供の発達支援をいかにして実践していくかということをもさに養成課程の中で勉強していることが当然想定されているものである。それと同じような養成課程というものを、一定程度踏まえている人を児童指導員という形で求めているわけであり、当然個々の資質で見たときに、役割を十分に果たす能力をまだ十分に備えていない人が含まれていたり、あるいは逆に、看護師でも経験を生かして上手に子供の発達支援をやっている方も当然存在するという一人一人の能力差はあるだろうと思う。要するに、養成課程の中でどういう知識を身につけてきたのか、どういう経験を積んできたのかという外形上判断できるものでスペックを決めていくことが、どうしても制度的な担保の中では必要であるため、このような定め方をしているということである。本日の議論を踏まえて、どういうやり方があり得るのか、もう少し我々としてもさらに検討させていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) 原則的なスペックはまさにそのとおりであり、求められるスペックを充足できることが理想だということは私も十分認識している。ただ、実際にスペックを充足する状況がないという前提の下で、このスペックを墨守したために、この制度の対象となるべき児童の層が全体として毎年抜け落ちてしまっているということであれば、当該スペックを少し緩めることも含めて、理想と現実の両方見ていただく必要があるのではないかと。制度の出発点が現行の基準であっても、緩和した運用は、先述の通り、現行の制度の中にも幾つか組み込まれており、同様の条件付けをした上で、この制度を進めることの工夫を何かお願いできないかということである。原則論にとどまっていたら平行線のまま進まず、前回と同様の議論を繰り返しているため、勘案いただきたい。

(厚生労働省) 最初の説明で述べた通り、医療的ケア児は増加しており、受け入れ体制の拡充の進め方は私どもにとっても非常に悩ましい問題である。この問題に対して、何がしか資する形を考えられないかという視点は大事であり、様々考えさせていただきたいと思う。

(野村構成員) 回答はゼロ回答にしか聞こえないが、オルタナティブも示せない状況なのか。例えば、加算の使い勝手が悪いという背景の下で、相当程度利用されているのであれば、加算を恒常的にするという方法も一つであろうし、例えば資格的には同じ保健師助産師看護師法の下にある保健師であれば、もう少し福祉寄りの母子保健や精神保健等の活動に日常的に携わっている者もいて、当該者を資格要件に含めるというのも、代替的には恐らくあり得ると思う。看護師と保健師は比較的近いところもあるが、かようなオルタナティブも示せない状況で現状に固執されているという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 看護職員加配加算について、平成30年の改定で最初に設けたときには、非常に使い勝手が悪いということをいろいろ指摘され、医療的ケア児を受け入れることが予定されたときに、すぐに看護職員を雇うことができる条件整備ということで運用の見直しをした。その結果、看護職員加配加算の取得が進んできているのも実情である。これらも含めた更なる看護職員の配置改善を進めるにはどうするかということは、次の報酬改定に向けてもいろいろ検討させていただきたいと思う。また、保健師だったらどうかということは、今まで検討したことがなかったが、先ほどより、今後の道行きとしていろいろな選択肢が考えられるものの中の一つとして、頭に入れて検討させていただきたいと思う。

(伊藤構成員) 次の障害福祉サービスの報酬改定で検討いただく部分についてだが、現行の看護師の加算については、やはり使い勝手が悪い。いろいろ改善されたということだが、提案団体等からはなお現状においても、

医療的ケア児が来るとわかって初めて看護師を探さなければいけないということで、実際には人材確保に支障を来している中で、先ほどの児童発達支援の関係で専門性、質の向上を図るということも踏まえて、具体的に次の報酬改定の中で、どういう方向性を現時点で考えているのか。自治体にとってはやはり人材確保が最も重要な課題になっていると思うが、その点を踏まえてもう少し説明いただきたい。いかがか。

(厚生労働省) 令和3年4月の報酬改定の中でどうやっていくかということは、現時点でまだ議論が始まっていないため、立ち上がった形で申し上げるのは容赦いただきたい。いずれにしても、先述の通り、医療的ケア児の増加は実情として間違いないことであり、体制の拡充をどうやっていくべきなのかをいろいろ知恵を絞る中で考えていきたい。

(高橋部会長) その場合には令和3年でやるということは、今回の提案の代替としての理由にならないのではないか。我々としては、報酬改定とは別に提案団体の提案に対して何がしかの形で実現できるように、検討いただきたいというお願いになってしまうが、いかがか。

(厚生労働省) 最初の説明で述べた基本的なスペックを考慮し、看護師の配置というものは基本的な児童発達支援に求められている役割との関係でいうとプラスオンの要素だと認識している。しかし、そのところで今の提案を受けたものを何がしかの形で少し工夫できる余地はないか、なお検討させていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) 児童発達支援の仕組みと在宅医療児の看護職員の制度がはっきり分けられ過ぎているので、この問題が解けないという気がしている。看護職員を配置して医療的ケア児の受け入れ拡充をしていくことが非常に重要だという政策課題は共有しており、それが今回の提案とは別の問題だと考えず、医療的ケア児の受け入れ拡充の要素を入れながら、看護職員には児童発達支援のことも一役買ってもらうということの一つの制度の中で行ってほしいという提案だと考えれば、令和3年まで待たなくても、今、萌芽的・実験的な仕組みとして、この提案を受け入れることを選択肢として検討いただいてもいいのではないかと。

(厚生労働省) いろいろ示唆いただいたので、さらに我々としても真摯に検討させていただきたいと思う。

(伊藤構成員) つけ加えて言えば、恐らく厚生労働省の所管する制度が多岐にわたる中で、専門性の確保を考えたときに、資源が足りない中で今は多職種連携という考え方が基本的になってきているとも思う。そこを踏まえて、先の大橋部会長代理の発言にある通り、少し制度の枠を超えて考えることも検討させていただきたいと思う。

(高橋部会長) 多職種連携という話もあるということで、その辺りも含めて、あとは事務局とよく相談いただき、閣議決定の表現ぶりも含めてしっかりと調整していただきたい。

## <通番9：障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用に係る施設基準の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 障害児入所施設における在り方に関する検討会では、どのような意見が出たのか。

(厚生労働省) 幾つか議論が出ているが、子どもたち一人ひとりをきちんと支えるために弾力的な制度運用が必要ではないかという議論、障害が重い子どもについては、小規模化をしなくても良いということではないのではないかという議論、また、子どもたちの支援のニーズに応じた形で公費負担をするということは必要であるが、その一方で、全てを盛り込むことも難しいので、報酬改定全体の中での調整も必要ではないかという議論などがあった。

(大橋部会長代理) 現在開催されている検討会の中で、今回、このような提案が出ていて、一定規模以上の施設ということでは展開しづらく、現在、小規模化の施策が主流になっている中で施設に係る要件緩和をしてもらえないかという意見が出ているという議論は、検討会の先生方に紹介して、議論していただいているという理解で良いか。

(厚生労働省) 障害児入所施設の在り方について、発達支援や自立支援、社会的養護、地域支援など様々な機能それぞれに即した形で今後のあるべき姿を模索していただいているが、これまで議論いただいている中で、全体的に小規模化を進めていくような方向、つまり、より家庭的な雰囲気の中で子どもたちを迎えられるということが必要ではないかという方向の議論が多く出ていると思う。

個別の加算についてどう扱うかという報酬改定そのものの議論をする場ではないと思っているが、施設の在り方あるいは子どもたちに対するケアの在り方ということを議論いただく中では、小規模化を目指しているという方向性はおよそ共有されているのではないかと考えている。

(大橋部会長代理) この施策を進めていく上で、小規模化という視点が非常に大事になってきているが、現行の仕組みでは、やはり施設要件があるということで実際の担い手の中には苦勞されている方もいるので、

この検討会の中で小規模化に対する認識が強くなるということであれば、それに伴った現行制度の見直しにぜひ踏み込んでいただきたい。

(厚生労働省) この地方分権の関係の議論の中でこういった要望があったということは資料も出して、検討会の中で報告しており、そういったことも頭に置いてこれから検討結果をまとめていただけるものだろうと思っている。

この重度障害児支援加算ができた背景を調べたが、やはり相当古い時期に設けられたものであり、あまり在宅サービスが一般化されていない、障害児・者のサービスというものについては入所措置というものがほとんど主流を占めていた時代の中でできてきたような経緯もある。

そのため、時代背景が相当変わっている中で、障害児入所施設そのものの在り方も変わらなければいけない。そういう問題意識のもとにこの検討会もスタートしており、そこに対する評価としての加算をはじめとするさまざまな報酬の評価も見直さなければいけないだろうと考えているので、今後、十分検討したいと思う。

(大橋部会長代理) ぜひ小規模グループケアの推進という考えと、今回の提案のベースにある地域性についても配慮いただきたい。

(厚生労働省) 地域性というのは何か。

(大橋部会長代理) 地方によっては大きな基準を課されることによって乗ることができないという問題もあると思うので、地域性を勘案した基準を議論の中で検討いただきたい。

(厚生労働省) それぞれ様々な実情があるかと思うので、また、十分に要件なども検討したいと思う。

(高橋部会長) 話を聞いていると、まず、この検討会で基本的な施設の在り方について、新しい時代に合った枠組みを出していただく。それが固まった上で、各種の予算措置等について報酬改定に合わせて検討していくということが良いか。

(厚生労働省) 然り。

障害の制度について平成の時代の中で相当大きく移り変わってきているが、残念ながら障害児入所施設に関してあまり本格的な議論がここしばらく行われていなかった状況があり、そういう意味では、障害児の入所施設について相当根っこから見直そうという議論をしていただいていると認識している。

(高橋部会長) それが今年の12月ぐらいに基本的な方向性が取りまとめられるという理解で良いか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) その上で、方向性を聞いていると、この提案とそんなに矛盾しない方向ではないか。方向性が明らかに出ていると思うので、ぜひその取りまとめを踏まえた上で、この提案を実現する方向性についてどのように認識が一致したかということは、事務局とよく表現を調整していただきたいが、いかがか。

(厚生労働省) しっかり調整させていただきたく。

(高橋部会長) この加算も古くなっており、新しい時代に合わせて見直さなければいけないという問題意識も示された。そういう意味では提案の方向性と合致していると今の議論で共通認識を得られたと思う。その部分をどのように閣議決定に反映させていくのかということは事務局とよく相談いただきたいと思うが、事務局はそれで良いか。

(末永参事官) 承知。

(勢一構成員) 先ほども出たが、検討の際には地域性の部分にも留意をお願いしたい。人口規模や現状の施設の整備状況などが地域によって違うことももちろんあり、あとは気候など追加共同提案団体からの豪雪地のような話も出ているので、施設の在り方自体について、他の分野の施設でも基準の話が出てくるが、施設の整備が地域によってどのように差があり得るのかということも含めて検討をお願いしたい。

(厚生労働省) それぞれの地域の実情に即した形で自治体における障害福祉計画というものを定めて、それを実現する形で努力いただいているので、そういった取組に支障が生じることのないような体制を考えていく。そのような視点で考えていきたいと思う。

(高橋部会長) 12月の閣議決定について、構成員共通のお願いだが、地域の実情を踏まえた形で方向性を出していただくということと、さらには報酬改定に当たってもそういう方向で、地域の実情を十分に踏まえながら検討いただくということで良いか。

どうもありがとうございました。その辺も含めて事務局とよく調整されたい。引き続きよろしくお願ひしたい。

### <通番 13：居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長（厚生労働省）>

（高橋部会長）今、全国の4万の居宅介護支援事業所を調査されているとのことであるが、結果はいつ頃出るのか。

（厚生労働省）各事業所には9月中に回答してほしいとお願いをしているが、まだ回答いただけていない事業所もあり、それを集計している段階である。どこで割り切るかという問題はありますが、それほど遠くないタイミングでまとめられると思う。

（高橋部会長）実は12月が閣議決定であるので、それほど遠くないというのは少し微妙である。

（厚生労働省）それより前には、調査の結果自体は当然まとめられると思う。

（高橋部会長）調査の結果に加え、御検討も踏まえていただけるか。

（厚生労働省）検討はさせていただきたいと思う。12月のタイミングとの先後関係は細かな日付を含めてどうなるかというのは、事務局ともよく相談させていただきたいと思う。我々としても、全国に与える影響があるものであるから、できるだけ早くやりたいと思っているが、具体的な日付になると、もしかしたら先後関係が難しいことが起きてしまうかもしれないので、その辺りは事務局とも相談しながら日程を考えたいと思う。

（伊藤構成員）以前にも提出いただいた資料3の3ページの平成32年までの主任介護支援専門員の推計の表があるが、例えば今、平成31年、令和元年ということで、先ほど現在実施している調査の結果、当初の予定よりも確保ができていないということが明らかになった場合には、例えばその延長も含めて検討するという議論が出てくるという見通しでよいか。

（厚生労働省）まず、事実関係をまとめた上で、社会保障審議会介護給付費分科会に事実として諮らせていただくと思う。その上で、分科会の委員の方がどう判断するかということになるが、もともと分科会で決めていただいた内容について、その前提に違いがあるということが分かれば、その違いを踏まえた御議論をいただけると思う。ファクトを見ていただいた上で分科会の委員に判断していただきたいと思う。分科会の委員は、自治体の代表の方もいらっしゃるのので、その辺りも踏まえて御議論いただけるのではないかと思います。

（大橋部会長代理）伊藤構成員がおっしゃったような全国平均からする単純計算の推計でずっと続けてきた経過措置というものが現状に合わないのではないかと、そこまで現実は追いつかないというのが地方公共団体の提案のベースにある。4万件を調査されているということであるが、それは社会保障審議会介護給付費分科会において平成29年末に人材確保の状況に関して宿題としていただいていたものということを含めて、お伺いした。他方で、平成31年3月に居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業というものが厚生労働省から公表されていて、それによって平成30年10月時点で資格を有していない事業所の割合は43.7%となっている。私からすると、大きく欠けているデータの既にお持ちなのではないかというように思う。であるから、何を今さら4万件という形で年末まで検討されるのかすごく不思議な感じがする。今、既にやっている経過措置なので、それがどこまで伸びるかは非常に現場に対して影響が大きいところであり、そこについて4割強が欠けている数字が出ているのだとすれば、ある程度、方向性が見えた段階で延長のシグナルを送るのは、現場を預かる部局としては当然のことではないかという気がする。先ほどの御回答がゆったりし過ぎているような印象を持った。その点はいかがか。

（厚生労働省）まず、おっしゃられた調査については、3月の段階で給付費分科会の方にも御報告をさせていただいている。今、4割の事業所は主任介護支援専門員が管理者になっていないということなのであるが、その方々の経験年数を調べてみると、主任介護支援専門員研修を受けられる要件を満たせない方はその4割の中の4割弱なので、全体で1割超程度である。それが今年の段階で減るのか減らないのかを含めて、見極めた上で検討したいと思っているのが実情である。であるので、分科会の委員の方も今の実情がどうなっているかというのは、1回は御覧になっていただいているというような状況である。

（大橋部会長代理）ただ、研修自体も受けやすいかどうかという問題もあって、そうすると今の単純計算ほど楽観視できない数字が既に出ている状況である。これを踏まえてある程度検討はゆっくりされる問題はあるとしても、この経過措置の問題というのは出発点からして余りファクトをベースに構築されていなかった印象を持つ。やはり結論は、この提案との関係もあり、早くお願いできればと思う。

（厚生労働省）まずはファクトベースで委員の方に見ていただいて決定したいと思っており、我々としても現場の方々を困らせるわけにはいかないと思っているので、その辺りの御指摘も踏まえながら、タイミングも考えながらやらせていただければと思う。

（伊藤構成員）確認であるが、現在行われている調査は全国悉皆調査だと思うが、やはり提案団体の中には離島

とか中山間地などでかなり小規模、あるいは一人で事業所をやっておられる方もいらっしゃると思うところ、その部分が実際に調査に反映されるのかどうかをお聞きしたい。今、最も延長のニーズが高いのはそのようなところで、eラーニングとかいろいろあるけれども、実態としては業務をしている中で、そのような研修の機会もなかなか得られないというところだと思うので、その部分のデータはきちんと把握されていけるという見通しなのか。

(厚生労働省) 事業者別に把握できるので、どの自治体の事業所がどのような状況かというのは把握できると思う。それが1点。もう1点は、主任介護支援専門員が一人しかいない事業所について、研修を受けにくいのではないかと御指摘であるが、それはそのとおりだと思うが、今の介護支援専門員も1回資格をとったらそのままずっと資格を持てるというものではなくて、更新制になっているので、いずれにしても研修を受けなければいけない。そのような意味では、これまでもずっとお一人の方も研修を受けるという前提で業務をしていたので、一人しかいない事業所だから直ちに優遇があるかないかというのは御議論いただかなければいけないと思っている。一方で、離島などでその地区に1カ所しか事業所がないといった話で、それがなくなってしまうのは困るということはよく分かるので、その辺りのバランスも見ながら分科会の方で御議論いただけるのではないかと思います。

(高橋部会長) では、今のお二人のお話を踏まえて、多分、早い段階で方向性を示すのが重要だという話もいただいたので、年内にある種の方向性が地方分権改革の提案に関する対応方針の閣議決定の中に盛り込めるように、ぜひ事務局と調整していただきたいと思う。そこはいかがか。

(厚生労働省) 正直、分科会の委員の方の日程もあるので、今、この場でいつまでもものが決まるという約束はできないが、9月の段階で調査を締め切っているのも、それほど遠くない、この遠くないという言い方がよくないのであれば、近い段階で調査の結果がまとまると思うので、その上で、きちんと分科会に諮らせていただきたいと思う。いずれにしても雇用に関係するものであるのも、早く決めた方がいいというのはおっしゃるとおりだと思う。仮に経過措置を延長するにしてもしないにしても、方向を決めるのは早い方がいいと思うので、そのようなことを頭に置きながら仕事をさせていただければと思う。

(高橋部会長) 方向性はかなり明確だと思うので、最終的に表現ぶりが決まるのは11月ぐらいか。11月ぐらいまでにどのような方向で地方分権に係る閣議決定に盛り込めるかどうかをよく事務局と御調整いただければと思う。

(厚生労働省) 調整させていただく。

(高橋部会長) ぜひ作業を急いでいただきたいという願いをするので、よろしくお願ひしたい。

#### <通番14：小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し（登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和）（厚生労働省）>

(高橋部会長) まず、方向性は分かっていたということではいいか。

(厚生労働省) 方向性というのは何を指しているかではあるが、お困りだということと何をしてほしいかということは我々も十分理解しているので、その御事情も含めて社会保障審議会介護給付費分科会の中できちんと御説明をして、御議論いただきたいと思う。

(高橋部会長) これは、令和3年の報酬改定でないといけないのか。

(厚生労働省) 基本は、報酬改定は3年に1度というのがルールになっているので、基本的にはその中でやっていただくのが素直かなとは思いますが。

(高橋部会長) その救済措置も報酬改定の中で決めないと無理か。

(厚生労働省) 基本はそのような形になると思う。

(高橋部会長) ただ、そうすると、省令で定員の遵守義務というのが明確になっていて、どうもなかなか読みにくいという話になると、やはりそれに対する措置というのが要すると思うのであるが。

(厚生労働省) 読みにくいというのは。

(高橋部会長) 「災害その他のやむを得ない事情」に読めるかという話である。

(厚生労働省) 今、基本はほぼ災害しか認めていないと思う。

(高橋部会長) であるから、そこを緩めるというところからいうと、何がしかの明確な解釈とか措置が要すると思うのであるけれども、そこは。

(厚生労働省) そこも含めて分科会の中で検討いただくという形になると思う。介護報酬については、形上は厚生労働大臣が定めることになっているが、法律で審議会の意見を聞くことが法定されているので、我々だけで決めるのがなかなか簡単ではないという事情もあり、今、このような形で対応させていただいているところである。

(野村構成員) 定員の遵守を定めた基準であるけれども、この「なお」のところの、「災害その他のやむを得ない事情」となっていて、そこで読むか読まないかという話になっているけれども。

(厚生労働省) もし、変えるのであれば、正面からこういうケースについては告示上、減算しないと書くというのが正しいやり方だと思うので、やり方はもう少しいろいろ工夫ができるのではないかなと思う。

(野村構成員) そもそも「災害その他のやむを得ない事情」というのは、災害しか認めないのは当然で、「災害その他やむを得ない事情」にしない限り難しいのではないかな。「の」を抜かない限り。

(厚生労働省) 法的には、おっしゃる意味は分かるが、災害と並ぶぐらいの事情ということであるので、今、個別個別に判断していないというのが現状である。おっしゃっている趣旨はよく分かる。法令上の書き方としてそのように読めないのではないかなということであるか。

(野村構成員) 要するに含める場合には、具体的に書き込むという趣旨である。

(厚生労働省) これだけはっきり議題になっているのであればしっかり書いたほうが紛れはないと思うので、やるのであれば書いた方がいいのではないかなという提案をさせていただくことになると思う。

(高橋部会長) そうすると御議論いただくと、分かったという話だと。要するに提案団体のこの提案には、ある種の根拠があるということは認識していただいたということでしょうか。

(厚生労働省) 分科会にきちんと提案するということを言っている。

(高橋部会長) 分かった。では、スケジュール的にはどうか。令和3年の報酬改定ということだと、いつ頃、この分科会に諮るという話になるのか。

(厚生労働省) タイミングは、例年のケースであると小規模多機能型居宅介護を議論する機会が恐らく出てくると思うので、そのタイミングになると思う。

(高橋部会長) まだ設置されていないということか。

(厚生労働省) 介護給付費分科会は通常、改定をやるときは、次の報酬改定は令和3年の4月なので令和2年の2月、3月ぐらいから始めて、それぞれテーマを決めながら月に1、2回というペースで議論いただくという形になる。令和2年の2月から例えば12月までだと1年弱議論する。

(高橋部会長) 1年弱あるということ。そのぐらいのしっかりしたペースで御議論いただくということか。

(厚生労働省) この問題以外にもいろいろ議論することはあるので、その中で議論いただく形になるのだと思う。

(高橋部会長) その中でちゃんと御議論いただくと。

(大橋部会長代理) 先ほどの点の確認なのであるが、現在の省令の82条という条文の規定だとはっきりしないので、もしこのように報酬改定を財政面ではする、ということであれば、法令面ではこの省令の文言を具体的に書かれるということか。

(厚生労働省) 細かな話になってしまうのであるが、法令の基準とそれに対して幾らお支払いするという2つの法令があって、幾らお支払いするというのは大臣の告示になっている。今、ここで100分の70と書いてあるので、この告示を変えるか変えないかという議論だと思う。私はなぜそう言ったかということ、この告示の中に例えば中山間地にある事業所は普通の点数より上増しで20%加算するとか、離島とかへき地とかに関するルールも書いてある部分があるので、やるのであればそれと並びの方法をとることが素直なのではないかなということでお話をさせていただいた。

(大橋部会長代理) ということは、明確化するの、具体的には告示の中で示されるということか。

(厚生労働省) 一番きれいにやるのであれば、告示の中で示すのが一番きれいだと思う。紛れがないと思う。

(大橋部会長代理) そうすると、この省令の文言はこのまま置いて、これの具体化として告示を置いてその中で紛れがないように追加して書いていただけるということか。

(厚生労働省) 書くかどうかは分科会の議論であるけれども、法令の構成としてはそのような方法が一つあるのではないかなと思う。

(大橋部会長代理) この条文のままだと私が心配だったのは、そのようなことができるのかなという自治体の方は非常に疑心暗鬼になると思うので、それはやはりきちんとした明文でシグナルを送っていただくことは必要だと思った。今、告示というお話があったように、とにかくやっていただけるという財政面の裏付けと法令面

での基準がはっきりすることは想定されているということか。

(厚生労働省) 分科会の議論でそのような方向になれば、しっかりと書かせていただくことは一つの方法だと思う。

(高橋部会長) であるから、告示に書くということか。

(厚生労働省) 告示に書くのが一番素直だと思う。

(高橋部会長) その際に、この省令があるので、その省令が妨げにならないということを大橋構成員がおっしゃったのは多分、解釈通知か何かで明文化していただいた方が自治体としても。

(厚生労働省) いずれにしても、仮にいじるのであれば、後で困ることがあってはいけないのはそのとおりだと思う。

(高橋部会長) では、その辺りも含めて御検討いただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)